

秩父別町へ転入される方へ

(各種手続きのご案内)



ようこそ秩父別町へ。
転入届のほかに次のような手続きが必要になりますので、該当するものがありましたらお忘れなく手続きをしてください。

なお、一般的な手続き事項をお示したものであり、これら以外の手続きや書類などが必要になることがあります。

〒078-2192 北海道雨竜郡秩父別町4101番地

秩父別町役場 電話 0164-33-2111・FAX 33-3466

印鑑登録・住民基本台帳カード・個人番号カード(通知カード)

手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
1 印鑑登録を希望する方	<ul style="list-style-type: none"> 登録する本人が手続きをしてください。 入院等で本人がこられない場合は、ご相談ください。 前住所地の印鑑登録証(カード)は使えませんので、前住所地にお返してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 運転免許証、健康保険証等 	住民課 総合窓口G (戸籍)	
2 個人番号カード(通知カード) / 住民基本台帳カードをお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> 前住所地のカードも継続して使用できます。 住所変更の登録が必要ですので、カードをお持ちください。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード(通知カード) 住民基本台帳カード 	住民課 総合窓口G (戸籍)	

年金

3 国民年金に加入している方	<ul style="list-style-type: none"> 住所変更の手続きをしていただく場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 年金手帳 印鑑 個人番号カード(通知カード) 	住民課 総合窓口G (年金)	
4 年金を受給している方	<ul style="list-style-type: none"> 砂川年金事務所に住所変更届を提出していただく場合があります。 届出書は役場にあります。 	<ul style="list-style-type: none"> 年金証書 印鑑 個人番号カード(通知カード) 	住民課 総合窓口G (年金)	
5 農業者年金を受給している方	<ul style="list-style-type: none"> 住所の変更届が必要です。 農協で手続きをしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 【農協で必要なもの】 農業者年金証書 印鑑 	農業委員会 事務局	

健康保険・介護保険・医療費関係

6 国民健康保険に加入していた方	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得届を提出し、保険証(カード)の交付を受けてください。 前住所地の保険証は使えませんので、前住所地にお返してください。 ※保険料は、現金又は口座振替でお支払いただきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 【保険料を口座振替する場合】 振込口座の通帳(郵便局以外) 通帳の印鑑 	住民課 住民福祉G (国保)	
7 介護保険被保険者証をお持ちの方(65歳以上の方全員)	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得届を提出して下さい。後日郵送にて被保険者証を交付いたします。 前住所地の被保険者証は使えませんので、前住所地にお返してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 前住所地で要支援・要介護認定を受けていた方は、前住所地から交付された「受給資格証明書」 	住民課 住民福祉G (介護保険)	

	手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
8	後期高齢者医療制度対象の方	・届出の必要はありません。後日郵送にて被保険者証を交付いたします。	・（道外転入者の場合）前住所地から交付された負担区分等証明書	住民課 住民福祉G （後期高齢者医療）	
9	重度心身障害者医療受給者証をお持ちの方	・資格取得届を提出し、受給者証の交付を受けてください。 前住所地の受給者証は使えませんので、前住所地にお返しください。	・印鑑 ・身体障害者手帳等	住民課 住民福祉G （医療）	
10	ひとり親家庭等医療／乳幼児医療の受給者証をお持ちの方	・資格取得届を提出し、受給者証の交付を受けてください。 前住所地の受給者証は使えませんので、前住所地にお返しください。	・印鑑	住民課 住民福祉G （医療）	
11	自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方	・住所変更の手続きをしてください。 ※札幌市及び道外の市町村から転入した場合は扱いが異なりますので、ご相談ください。	・自立支援医療受給者証 ・印鑑	住民課 住民福祉G （社会福祉）	
12	自立支援医療受給者証（更生医療）をお持ちの方	・自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書を提出してください。 ※前住所地の受給者証は使えません。 ※右記以外の書類を提出していただくことがあります。	・印鑑 ・身体障害者手帳 ・家族全員の健康保険証 ・人工透析の方は特定疾病療養受給者証	住民課 住民福祉G （社会福祉）	

福祉制度の手帳・受給者証

13	身体障害者手帳をお持ちの方	・住所変更の手続きをしてください。	・身体障害者手帳 ・印鑑	住民課 住民福祉G （社会福祉）	
14	療育手帳をお持ちの方	・住所変更の手続きをしてください。	・療育手帳 ・印鑑	住民課 住民福祉G （社会福祉）	
15	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方	・記載事項変更（住所）の手続きをしてください。 ※札幌市及び道外の市町村から転入した場合は扱いが異なりますので、ご相談ください。	・障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳） ・印鑑	住民課 住民福祉G （社会福祉）	
16	障害者自立支援法の各種サービスを受けていた方	・受けるサービスの内容により手続きが異なりますので、係にご相談下さい。	・印鑑 ・前住所地で障害程度区分の認定を受けていた方は、前住所地発行の障害程度区分認定証明書	住民課 住民福祉G （社会福祉）	

福祉制度の各種手当

	手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
17	児童手当を受給している方	・児童手当認定請求書を提出してください。	・印鑑 ・健康保険証（被用者の方） ・振込口座の通帳	住民課 住民福祉G （社会福祉）	
18	児童扶養手当を受給している方	・住所変更届を提出してください。	・児童扶養手当証書 ・印鑑	住民課 住民福祉G （社会福祉）	

手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
19 特別児童扶養手当を受給している方	・住所変更届を提出してください。	・特別児童扶養手当証書 ・印鑑	住民課 住民福祉G (社会福祉)	
20 障害児福祉手当 特別障害者手当 を受けている方	・住所変更届を提出してください。	・印鑑	住民課 住民福祉G (社会福祉)	
21 高校生以下のお 子さんがいる方	・秩父別町子育て支援水道料補助金交付申請書と納入状況調査承諾書を提出してください。	・印鑑 ・振込口座の通帳	住民課 住民福祉G (社会福祉)	

保育所・小中学校

22 こども園に入園 する場合	・支給認定申請書兼施設利用申込書を提出してください。	・印鑑 ・保育を必要とする書類	住民課 総合窓口G (こども園)	
23 小・中学校に通 学しているお子 さんがいる方	・小中学校に通学しているお子さんがいる方 【手続きの内容】 ・教育委員会窓口で就学通知書を発行いたします(在学証明書をお持ちください)。 ・就学通知書と在学証明書、教科書給与証明書を、指定された学校に提出してください。	・在学証明書 ・教科書給与証明書	教育委員会 教育G (学校教育) 33-2555	

移住定住

24 子育て支援水道 基本料金金額助 成対象の方	・交付申請書を提出してください。	・印鑑 ・振込口座	住民課 住民福祉G (社会福祉)	
25 新婚世帯・子育 て支援家賃助成 対象の方	・交付申請書を提出してください。	・印鑑 ・振込口座 ・納税証明書 ・民間賃貸住宅の場合は賃貸借 契約書	建設課 建設G (住宅管理)	
26 新婚世帯・子育 て支援引越費用 助成対象の方	・交付申請書を提出してください。	・印鑑 ・振込口座 ・納税証明書 ・移転料がある場合は証明書	建設課 建設G (住宅管理)	
27 町内就業者定住 促進家賃助成対 象の方	・交付申請書を提出してください。	・印鑑 ・振込口座 ・所得証明書 ・納税証明書 ・民間賃貸住宅の場合は賃貸借 契約書	建設課 建設G (住宅管理)	

用語の定義

用語	内容
子育て世帯	高校生以下(満18歳に達した日以降最初の3月31日に達するまでの子どもをいう。)の子どもを養育している世帯です。
新婚世帯	婚姻後3年未満の夫婦の合計年齢が満80歳未満の方です。
町内就業者	町内の事業所に町外から通勤している方又は新規に就業する方若しくは、町内で新たに事業を営もうとする方で町内に転入される方です。

その他

28	妊産婦の方	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦定期健診健診交通費の費用助成手続きを受けてください。 ※前住所地の受診票は使えません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳 ・印鑑 ・妊産婦健診の領収書 ・本人名義の金融機関口座番号 	住民課 保健指導G	
29	乳幼児のいる方	<ul style="list-style-type: none"> ・まだお済でない予防接種、乳幼児健診等についてお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳 	住民課 保健指導G	
30	町水道をお使いの方	<ul style="list-style-type: none"> ・給水開始届を提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 	建設課 建設G (水道)	
31	合併浄化槽をお使いの方	<ul style="list-style-type: none"> ・開始届が必要な場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 	住民課 総合窓口G (衛生)	
32	犬を飼っている方	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の所在地変更届を提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・前住所地の犬の鑑札 	住民課 総合窓口G (衛生)	
33	秩父別墓地を使用する方	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地使用許可申請書を提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 	住民課 総合窓口G (衛生)	
34	60歳以上の方	<ul style="list-style-type: none"> ・秩父別温泉入館料助成及び秩父別町内の移動におけるタクシー助成を受けることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 	住民課 住民福祉G (社会福祉)	

秩父別町内の主な機関・施設等の電話番号

警察 (☎110)	深川警察署	☎ 0164-23-0110
	深川警察署秩父別駐在所	☎ 0164-33-2151
消防 (☎119)	深川消防署秩父別支署・秩父別消防団	☎ 0164-33-3850
行政機関等	秩父別町役場・町議会・農業委員会	☎ 0164-33-2111
	秩父別町教育委員会	☎ 0164-33-2555
	秩父別町ファミリースポーツセンター	//
	秩父別町生涯学習センター生き生き館	☎ 0164-33-4111
	秩父別町図書館	☎ 0164-33-2220
	秩父別町認定こども園くるみ	☎ 0164-33-2450
	秩父別町立秩父別小学校	☎ 0164-33-2550
	秩父別町立秩父別中学校	☎ 0164-33-2650
	秩父別温泉ちっぴ・ゆう&ゆ	☎ 0164-33-2116
	秩父別町デイサービスセンター	☎ 0164-33-2110
	秩父別町老人福祉センター	☎ 0164-33-2111
	秩父別町キッズスクエア ちっくる	☎ 0164-34-6070
主要団体等	北いびき農業協同組合本所	☎ 0164-33-2011
	水土里ネットちっぴべつ土地改良区	☎ 0164-33-2311
	秩父別商工会	☎ 0164-33-2459
	秩父別郵便局	☎ 0164-33-2240
	秩父別町社会福祉協議会	☎ 0164-33-2111
医療機関	秩父別町立診療所	☎ 0164-33-3110
	秩父別歯科診療所	☎ 0164-33-2420
	秩父別調剤薬局	☎ 0164-33-5233

秩父別町を管轄する国・道の機関

国の機関	深川税務署	☎ 0164-23-2191	深川市
	旭川地方法務局	☎ 0166-38-1111	旭川市
	旭川地方裁判所	☎ 0166-51-6251	旭川市
	旭川家庭裁判所深川出張所・深川簡易裁判所	☎ 0164-23-2813	深川市
	砂川年金事務所	☎ 0125-52-2141	砂川市
	滝川公共職業安定所深川分室	☎ 0164-23-2148	深川市
	滝川労働基準監督署	☎ 0125-24-7361	滝川市
北海道の機関	空知総合振興局深川道税事務所	☎ 0164-23-3578	深川市
	深川保健所(空知総合振興局保健環境部深川地域保健室)	☎ 0164-22-1421	深川市
	空知総合振興局保健環境部深川社会福祉事務出張所	☎ 0164-23-3402	深川市